

歩行補助つえ申請の流れ

①申請書に記入する。

↓

②業者に見積とカタログを依頼する。

↓

③申請書、見積書、カタログを高松市に提出。(郵送可能)

※ 業者が見積、カタログを直接高松市に送ってくれる場合は申請書のみで可

※ **杖を2本申請する際は、医師の意見書が必用です。(1本の場合は不要)**

↓

④提出後2週間程で、高松市から決定通知と支給券が届くので、業者に印鑑と一緒に持って行き、支給券と品物(杖)を交換する。

(補足)

※ 決定前に歩行補助つえを購入すると、補助の対象外になります。

※ 補装具制度においては、介護保険制度による福祉用具貸与や労災による支給等が優先されるため、補装具以外に優先される制度が適用される方については、支給を認められない場合があります。

※ 医師意見書については、身体障害者福祉法第15条による指定医が書いたものをご提出頂く必要がございます。

※ 判定会は、高松市障がい福祉課を通して事前の予約が必要です。(2週間前まで)

※ 利用者の負担は、原則としてかかる費用の1割になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課まで、御連絡ください。

〒761-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市障がい福祉課 生活支援係

TEL 839-2333

FAX 821-0086